

工事請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1 地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。以下同じ。）の所掌する工事（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業を含む。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局長（以下「部局長」という。）は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、イからニまで及びへに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（会計規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。次号において同じ。）を受けていない者

- へ 共同企業体で、その構成員にイからホまで（道路清掃作業参加者等については、イからニまで）に該当する者を含むもの
- 二 次のイに掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及びロに掲げる主観的事項（特別事項）の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第3に掲げる工事種別（第三号、第六号及び第九号から第二十二号までを除く。）ごとに、予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定めること。

イ 客観的事項（共通事項）

- (イ) 一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高
- (ロ) 告示第一の一の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第一の三の1（一）から（六）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は2までとする。）
- (ハ) 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高
- (ニ) 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

ロ 主観的事項（特別事項）

- (イ) 定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの4年間における地方整備局又は官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）
- (ロ) 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（工事種別）

第3 工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般土木工事（土木に関する工事のうち次号から第四号まで、第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十二号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
- 二 アスファルト舗装工事
- 三 鋼橋上部工事
- 四 造園工事
- 五 建築工事（建築に関する工事のうち次号から第八号まで、第十号、第十二号、第十八号及び第十九号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
- 六 木造建築工事
- 七 電気設備工事
- 八 暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）

- 九 セメント・コンクリート舗装工事
- 十 プレストレスト・コンクリート工事
- 十一 法面処理工事
- 十二 塗装工事
- 十三 維持修繕工事（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）
- 十四 河川しゅんせつ工事
- 十五 グラウト工事
- 十六 杭打工事
- 十七 さく井工事
- 十八 プレハブ建築工事
- 十九 機械設備工事（機械設備に関する工事のうち第七号、第八号、第二十号及び第二十一号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
- 二十 通信設備工事
- 二十一 受変電設備工事
- 二十二 橋梁補修工事

（等級区分）

第4 第2第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等 級
8億2,000万円以上	A
3億4,000万円以上 8億2,000万円未満	B
7,000万円以上 3億4,000万円未満	C
7,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予 定 価 格	等 級
1億4,000万円以上	A
6,000万円以上 1億4,000万円未満	B
6,000万円未満	C

三 造園工事

予 定 価 格	等 級
---------	-----

3,000 万円以上	A
3,000 万円未満	B

四 建築工事

予 定 価 格	等 級
8 億 2,000 万円以上	A
3 億 4,000 万円以上 8 億 2,000 万円未満	B
7,000 万円以上 3 億 4,000 万円未満	C
7,000 万円未満	D

五 電気設備工事

予 定 価 格	等 級
2 億 3,000 万円以上	A
6,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満	B
6,000 万円未満	C

六 暖冷房衛生設備工事

予 定 価 格	等 級
2 億 3,000 万円以上	A
6,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満	B
6,000 万円未満	C

2 部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。以下この項において同じ。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

- 一 特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合
- 二 特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合
- 三 前項各号の等級区分のうち特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争参加資格審査の実施）

第4の2 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争参加資格の資格審査申請書等）

第5 部局長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

一 申請者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）

二 業態調書（様式3）

三 営業所一覧表（様式4）

四 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

五 申請者が共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

六 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入あったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

七 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面

八 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写

しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

九 総合評定値通知書の写し(告示第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類)

3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出させるものとする。)

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

4 申請者が共同企業体であってその構成員のうち一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第2第二号イの(イ)に掲げる項目について記載した書類並びに第2項第一号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。

5 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者であって建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はこれの写しを提出させるものとする。

(資格審査申請書等の提出期限)

第6 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期限は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間
- 二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

(資格審査申請書等の提出方法)

第6の2 第5第1項及び第4項及び第5項までの規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）
- 二 文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）
- 三 電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

2 インターネット方式による場合における第5第2項第八号に掲げる書類の提出は、申請案内ホームページから送信をさせるものとする。

3 第5第1項及び第4項及び第5項までの規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争参加資格審査を希望するときは、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表に掲げるところによるものとする。第13第4項において同じ。）とする部局長に対して行わせるものとする。

(一般競争参加資格審査)

第7 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第2第二号の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。なお、等級区分を設けている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事においては、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第4の規定に基づき計算した技術評価点数が零点の者は、最下位等級とする。

2 部局長は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

(審査会)

第8 部局長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとする。

- 2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。
- 3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。
- 4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第9 第7第1項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該

一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(有資格業者名簿の様式)

第10 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式特2)により行うものとする。

(有資格業者の名簿等の送付)

第11 部局長は、第10の有資格業者名簿を作成したときは、当該地方整備局所属の契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいい、工事の請負契約を締結しない契約担当官等を除く。以下同じ。)及び国土交通省大臣官房会計課長に当該名簿を送付するものとする。

2 部局長は、前項の名簿を国土交通省大臣官房会計課長に送付するときは、当該名簿に、第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者(以下「有資格業者」という。)のうち共同企業体、協業組合、企業組合及び事業協同組合(中小企業等協同組合法による事業協同組合をいう。)について、それぞれその数等を記載した調書(様式特3又は様式特4)を添付するものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

第12 部局長は、会計規則第34条第6項の規定により通知をするときは、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(イ)及び(ロ))により行うものとする。

(変更等の届出)

第13 部局長は、申請者又は有資格業者が建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

2 部局長は、申請者又は有資格業者(共同企業体である者を除く。)が第2第一号イ又はホ(道路清掃作業参加者等についてはイ)に該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第2第一号イ又はホ(道路清掃作業参加者等についてはイ)に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

3 部局長は、有資格業者に第12の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式5)によりその旨を届け出させるものとする。

一 住所、電話番号又はファクシミリ番号

二 商号又は名称

三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 本社(本店)以外の営業所(一般社団法人又は一般財団法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。)の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号(営業所の新設又は廃止の場合を含む。)

五 本店又は営業所の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号

六 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

七 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

4 前3項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社(本店)の所在地

を受付担当部局とする部局長に対して行わせるものとする。

5 部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該地方整備局所属の契約担当官等に通知するものとする。

(一般競争参加資格の認定の取消し等)

第14 部局長は、有資格業者が第2第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 部局長は、有資格業者から第13第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

3 部局長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書(様式特6)により当該有資格業者又は建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)各号の一に掲げる者にその旨を通知するとともに、第10の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該地方整備局所属の契約担当官等及び国土交通省大臣官房会計課長に通知するものとする。

(指名競争参加資格)

第15 部局長は、会計規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(指名基準)

第16 部局長は、会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準(以下「指名基準」という。)を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。

二 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

三 契約担当官等は、第一号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

四 契約担当官等は、第一号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、第一号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、第一号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。

五 契約担当官等は、第一号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第一号の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。

六 契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事に属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特7）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。この場合において、国土交通大臣の承認を受けようとする者が地方整備局の事務所の契約担当官等であるときは、上位業者指名承認申請書は部局長を経由して提出するものとする。

七 契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事に属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。

八 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ハ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績

ニ 当該工事に対する地理的条件

ホ 手持ち工事の状況

ヘ 当該工事施工についての技術的適性

ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

（地方整備局入札・契約手続運営委員会）

第17 地方整備局に、別に定めるところにより、部局長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する地方整備局入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

（契約状況の報告）

第18 部局長は、当該地方整備局所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況を毎年5月31日までに国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。

附 則

（適用）

1 この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

2～17 〔略〕

（令和6年能登半島地震に係る一般競争参加資格審査の特例）

18 令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するものについて、令和6年9月1日

から令和7年3月31日までの間における第2第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「令和4年10月28日」とする。

(令和7・8年度の等級区分に係る残留措置)

19 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和5・6年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

20 前項の申請をした者については、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特5(ハ))により通知を行うものとする。

附 則(令和6年9月9日付け国会公契第7号)

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和6年9月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附 則(令和6年10月1日付け国会公契第8号)

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附 則(令和6年12月20日付け国会公契第20号)

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月7日付け国会公契第47号)

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結

が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

〔沿革〕

1	昭和42年12月5日一部改正	31	平成10年9月25日一部改正
2	昭和43年7月11日一部改正	32	平成10年11月30日一部改正
3	昭和44年1月1日一部改正	33	平成13年3月30日一部改正
4	昭和44年12月15日一部改正	34	平成15年3月31日一部改正
5	昭和45年12月10日一部改正	35	平成16年3月1日一部改正
6	昭和46年3月15日一部改正	36	平成17年3月22日一部改正
7	昭和47年11月16日一部改正	37	平成19年3月29日一部改正
8	昭和48年11月27日一部改正	38	平成21年3月19日一部改正
9	昭和49年6月17日一部改正	39	平成23年3月31日一部改正
10	昭和50年11月28日一部改正	40	平成25年3月25日一部改正
11	昭和51年3月15日一部改正	41	平成26年5月16日一部改正
12	昭和51年12月1日一部改正	42	平成27年3月31日一部改正
13	昭和53年11月10日一部改正	43	平成28年5月31日一部改正
14	昭和55年10月11日一部改正	44	平成28年11月24日一部改正
15	昭和56年2月2日一部改正	45	平成29年3月8日一部改正
16	昭和56年3月31日一部改正	46	平成30年10月1日一部改正
17	昭和61年11月28日一部改正	47	平成31年3月8日一部改正
18	昭和63年12月2日一部改正	48	令和2年5月29日一部改正
19	平成2年12月1日一部改正	49	令和2年10月1日一部改正
20	平成3年2月28日一部改正	50	令和3年3月10日一部改正
21	平成4年12月1日一部改正	51	令和3年3月26日一部改正
22	平成6年6月21日一部改正	52	令和3年7月1日一部改正
23	平成6年6月23日一部改正	53	令和4年3月1日一部改正
24	平成6年11月14日一部改正	54	令和4年10月3日一部改正
25	平成7年3月22日一部改正	55	令和5年3月9日一部改正
26	平成7年11月1日一部改正	56	令和6年9月9日一部改正
27	平成8年1月1日一部改正	57	令和6年10月1日一部改正
28	平成8年3月26日一部改正	58	令和6年12月20日一部改正
29	平成8年12月2日一部改正	59	令和7年3月7日一部改正
30	平成9年3月31日一部改正		

別表

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県の各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県の各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）の各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県	中部地方整備局
京都及び大阪各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県の各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知各県の各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県の各県	九州地方整備局

様式 1

01 新規 2: 変更	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 建設業許可番号	※申請者 05 の規模	06 資格組 合証明 第	平成・令和 年 月 日 号
----------------	----------	-----------	-------------	----------------	--------------------	---------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

07 本社(店)郵便番号		08 法人番号	
フリガナ			
09 本社(店)住所			
フリガナ			
10 商号又は名称			
11 役職			
フリガナ			
代表者氏名		12 担当者氏名	
フリガナ			
13 本社(店)電話番号		14 担当者電話番号	(内線番号)
15 本社(店)FAX番号		16 電子入札用ICカードの登録番号	
17 メールアドレス			
18 代理申請時使用欄 申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人電話番号
		申請代理人氏名	
19 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)
			20 営業年数 年
			21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦)
 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

23 みだり大企業
 下記のいずれかに該当する 該当しない
 ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※受付番号 ※業者コード

24	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局										合 計	
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10		
			東 北	関 東	北 陸	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州	総 務 省 国土技術政策 研究所	官 本 庁 省 営 繕 部		
01	一般土木工事													
02	アスファルト舗装工事													
03	鋼橋上部工事													
04	造園工事													
05	建築工事													
06	木造建築工事													
07	電気設備工事													
08	暖冷房衛生設備工事													
09	セメント・コンクリート舗装工事													
10	プレストレスト・コンクリート工事													
11	法面処理工事													
12	塗装工事													
13	維持修繕工事													
14	河川しゅんせつ工事													
15	グラウト工事													
16	杭打工事													
17	さく井工事													
18	プレハブ建築工事													
19	機械設備工事													
20	通信設備工事													
21	受変電設備工事													
22	橋梁補修工事													
	その他													
	合計													

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式 2

※受付番号 _____ ※業者コード _____

工 事 分 割 内 訳 表

(単位：千円)

競争参加資格希望 工種区分	工 事 分 割																			※ 合 計				
	一般土木	アスファルト舗装	舗装上層	透層	底層	水浸建築	埋設設備	暖冷房設備	エレベーター・コンクリート機械	プレストレスト・コンクリート	法面植樹	建築	維持修繕	河川しゅんせつ	プラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備		通信設備	変電電設設備	舗装維持	その他
建設業法上の建設工事																								
01 土木一式																								
02 建築一式																								
03 大工																								
04 左官																								
05 とび・土工・コンクリート																								
06 石																								
07 屋根																								
08 電気																								
09 管																								
10 劣化・汚損工種																								
11 機械設備																								
12 飲食																								
13 舗装																								
14 しゅんせつ																								
15 概念																								
16 ガラス																								
17 塗装																								
18 防水																								
19 内装仕上																								
20 機械器具設置																								
21 熱処理																								
22 電気通信																								
23 造園																								
24 さく井																								
25 地盤																								
26 水道施設																								
27 消防施設																								
28 清掃施設																								
29 解体																								
その他																								
合 計																								

記載要領

- 1 本表は、総合評定通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 2 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 3 「その他」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 4 経営事項審査において申請していない道路維持作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の欄に「維持修繕」の欄に記載すること。なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。

様式 3

※受付番号 _____ ※建設業許可番号 _____

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁管轄・公園関係」・「港湾空港関係」共通)

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

1 建設業許可番号 _____ - _____ 本店電話番号(代表) _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 _____

本店住所 _____

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

2 建設業許可番号 _____ - _____ 本店電話番号(代表) _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 _____

本店住所 _____

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)	建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

役員の兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記載要領】

- 1 本調書は、申請日現在で作成すること。
- 2 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
- 3 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にシ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にシ点を記入すること。
- 4 役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「執行役員」、「業務執行役員」、「理事」、「常任人」、又はその他の「役職」を記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」は、平成21年4月1日以後に入札手続を開始する工事における役員に該当しないが、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」の内容は下記の通り。
 取締役：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 取締役：指名委員会等設置会社における取締役
 取締役：社外取締役
 取締役：定款と別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 取締役：上記から一に掲げる者以外の取締役

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

有資格技術職員内訳

種 別	種 目	級 別	資 格 区 分 コード	人 数
施	建設機械工管理技士	一級		111
		二級		212
		一級		113
工	土木施工管理技士	二級	土木	214
			鋼構造物塗装	215
			薬液注入	216
管	建築施工管理技士	一級		120
		二級	建築	221
			躯体	222
理	電気工事施工管理技士	一級		127
		二級		228
		一級		129
技	管工事施工管理技士	二級		230
		一級		131
		二級		232
士	電気通信工事施工管理技士	一級		133
		二級		234
		一級		133
	法面施工管理技士	二級		234

技 術 部 門	選 択 科 目	資 格 区 分 コード	人 数
建設	「鋼構造物及びコンクリート」		142
		その他	141
		農業	143
農業	「農業農村工学」		144
		電気電子部門	—
		機械	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
衛生	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	その他	145
		上下水道	「上下水道及び工業用水道」
		その他	147
森林	「林業・林産」		150
		「森林土木」	151
		衛生工学	「水質管理」
衛生工学	「廃棄物・資源循環」	その他	152
		建築士	一級建築士
		二級建築士	238
建築士	木造建築士		239
			—
			62

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	実人数
--------------------	-----

監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技術者講習修了証の所持者数	

技 術 部 門	選 択 科 目	資 格 区 分 コード	人 数
併合技術監理部門	「鋼構造物及びコンクリート」		42
		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造物及びコンクリート以外のもの」	41
		「農業農村工学」	43
		電気電子部門に係る選択科目	44
		「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46
		機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45
		「上下水道及び工業用水道」	48
		上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの	47
		「林業・林産」	50
		「森林土木」	51
		「水質管理」	53
衛生工学	「廃棄物・資源循環」	54	
衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	52		

記載要領

- ※ 「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
- ※ また、「監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別紙二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。
- ※ 令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けたもの。
- ※ 「登録基幹技術者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の5第2項第2号に規定する登録基幹技術講習修了した者であって、雇用期間を特約に規定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2)

設 備 工 事 比 率 (%)

電気設備工事における屋内の工事の比率	
暖房衛生設備工事における暖房設備工事の比率	

地区	工事種別 希望 順位	一般土木			電気設備			法面処理			塗 装			維 持 修 繕			杭 打			機 械 設 備			通 信 設 備			受 変 電 設 備		
		1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位			
東北																												
関東																												
北陸																												
中部																												
近畿																												
中国																												
四国																												
九州																												

工事種別	コ ー ド	希望する 工事の内容	工事種別	コ ー ド	希望する 工事の内容
	B	道路		B	舗装以外の道路維持
	C	構造物		C	河川維持
	D	砂防・地すべり防止		D	道路清掃作業
	E	トンネル		E	その他の補修
	F	ダム	杭打	A	既製杭
	G	軟弱地盤		B	場所打ちコンクリート杭
	H	都市土木	機械設備	A	水門設備
電気設備	A	建設電気設備		B	ポンプ設備
	B	非建設電気設備		C	換気設備
プレストレスコンクリート	A	プレテンション		D	ダム施工機械設備
	B	ポストテンション		E	昇降機設備
法面処理	A	アンカー工		F	雪・融雪設備
	B	その他		G	その他
塗装	A	建物塗装	通信設備	A	監視制御・情報通信設備
	B	橋梁塗装・水門扉塗装		B	防災・情報表示設備
	C	区画線		C	有線通信線路
	D	その他		D	鉄塔・反射板
			受変電設備	A	受変電設備
				B	発電設備
				C	その他の電源設備

記載要領

- 「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に対応するコードを希望する順位の順番に記載すること。
様式(2)において希望した工事種別のみ記入すること。
- 申請後の希望順位の変更、追加、削除はできません。

様式 特5 (ロ)

一般競争参加資格認定通知書

表 (縦14.8センチメートル
横 10センチメートル)

裏

郵便はがき

住所
商号又は名称
代表者 殿
年 月 日
住所
部局長名 印

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
受付番号

一般競争参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった標記の資格について、次の
工事種別については資格がないと認定したので、通知
します。

工 事 種 別	工 事 種 別
工事	工事

様式 特5 (ハ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

記

郵便番号
住所
商号又は名称 殿
業者コード 受付番号
令和 年 月 日
部局長

工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。
なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類(変更届を含む)は開示の対象となります。(法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。)

有効期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

様式 特6

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書

記

郵便番号

住 所

商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

令和 年 月 日

部 局 長

工 事 種 別	等級区分

先に令和 年 月 日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

様式 特7

(用紙A4)

番 号

年 月 日

国土交通大臣殿

契約担当官等名

官 職 氏 名 印

上位業者指名承認申請書

工事種別	工事		
工事名			
予定価格の 属する等級		契約予定年月	年 月
		予定工期	日間

上記工事は、下記1の理由により特別の技術を要するものであると認め、下記2のとおり指名したいので、承認を受けたく、申請する。

記

1 特別の技術を要する理由

2 指名しようとする有資格業者の等級及び数

等級	A	B	C	D	E	計
数	人	人	人	人	人	人